## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-18
処分の種類	長野県立歴史館への入館の制限等				
根拠法令条例 等·条項	長野県立歴史館管理規則第8条				
処分の概要	めいていしている。 禁止又は退館の6		)管理上著しく支障	があると認められ	る者に対する入館
処分基準(未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先	:例がなく、規則の	定め以上に具体化	するのが困難なた	<u>-</u> හ්)
基準の制定根拠					